

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

条 例

鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、畜産経営特別資金助成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、国庫支出金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、畜産経営特別資金の利子補給金その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計条例
 - 鳥取県宅地建物取引業審議会条例
 - 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例
 - 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
 - 恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県更生資金運営審議会設置条例を廃止する条例

鳥取県宅地建物取引業審議会条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十八号

鳥取県宅地建物取引業審議会条例

(設置)

第一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十三条の規定に基づき、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県宅地建物取引業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 県議会議員

二 学識経験者

三 宅地建物取引業者を代表する者

四 県の職員

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可不同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「公務災害補償」を「公務災害補償等」に改める。

第一条中「以下同じ。」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

3 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第三条第二項中「公務に基づく」を「公務又は通勤により生じた」に、「公務上のもの」を「公務又は通勤により生じたもの」に改め、同条第三

項中「公務上のもの」を「公務又は通勤により生じたもの」に、「鳥取県公務災害補償認定委員会」を「鳥取県公務災害補償等認定委員会」に改める。

第四条第一項中「職員の公務災害」を「職員の公務又は通勤による災害」に、「鳥取県公務災害補償認定委員会」を「鳥取県公務災害補償等認定委員会」に改め、同条第六項中「鳥取県公務災害補償審査会」を「鳥取県公務災害補償等審査会」に改める。

第六条中「又は疾病」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病」に、「行ない」を「行い」に改める。

第七条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第八条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第九条第一項中「公務上の負傷、」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは」に改め、同条第二項中「公務上の負傷」の下に、「疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷」を加え、「行なわない」を「行わない」に改める。

第十条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

第十四条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加え、「行なう」を「行う」に、「補償基礎額の六十倍に相当する金額」を「通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額」に改める。

第十六条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「鳥取県公務災害補償審査会」を「鳥

取県公務災害補償等審査会」に改め、同条第二項中「鳥取県公務災害補償審査会」を「鳥取県公務災害補償等審査会」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「鳥取県公務災害補償審査会」を「鳥取県公務災害補償等審査会」に改める。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る一部負担金)

第二十二條 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて納付することができる。

附則第三条第一項中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十四条の規定(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分に限る。)は、昭和四十八年九月一日か

ら適用する。

3 改正後の条例第二条、第六条から第十条まで、第十四条(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)、第十六条及び附則第三条の規定は、昭和四十八年十二月一日以後に発生した事故に起因する改正後の条例第二条に規定する通勤による災害について適用する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)

の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「相当する期間」の下に「(退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間の二分の一に相当する期間に相当する期間を加えた期間)」を加える。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「その者の在職期間の年数」を「同項各号に掲げる場合の区分」に、「同項各号」を「当該各号」に改め、同条に次の四項を加える。

3 在職期間の年数が四十年未満の者で、七十歳以上のもの又は公務傷病年金若しくは傷病年金を受ける七十歳未満のものに支給する退職年金及び在職期間の年数が四十年未満の者の遺族で、七十歳以上のもの又は七十歳未満の妻若しくは子に支給する遺族年金(前項の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)の年額の算定の基礎となる退職年金についての第一項の規定の適用に関しては、同項中「在職期間(旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職期間にあつては実在職期間とし、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。))としての在職期間にあつては同項に規定する加算年を除いた在職期間とする。以下この条において同

じ。)」とあるのは「在職期間」と、同項第二号中「十七年をこえる年数」とあるのは「十七年をこえ在職期間の年数が四十年に達するまでの年数」とし、同項第三号に定める率は、百五十分の五十とする。

4 前項に規定する退職年金を除き、在職期間の年数が十七年未満の者で、六十五歳以上のものに支給する退職年金及び在職期間の年数が十七年未満の者の遺族で、六十五歳以上のものに支給する遺族年金(第二項の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)の年額の算定の基礎となる退職年金についての第一項第三号の規定の適用に関しては、同号に定める率は、百五十分の五十とする。

5 在職期間の年数が四十年未満の者の遺族で、七十歳以上のもの又は七十歳未満の妻若しくは子に支給する遺族年金についての第二項の規定の適用に関しては、同項中「同項各号に掲げる」とあるのは「第三項の規定によつて読み替えられた前項各号に掲げる」と、「当該各号に定める率」とあるのは「同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては百五十分の五十、同項第二号に掲げる場合にあつては第三項の規定によつて読み替えられた同号に定める率」とする。

6 前項に規定する遺族年金を除き、在職期間の年数が退職年金についての最短期間未満の者の遺族で六十五歳以上のものに支給する遺族年金についての第二項の規定の適用に関しては、同項中「同項各号に掲げる場合の区分に応じ、退職年金の基礎となるべき給料年額に当該各号に定める率」とあるのは、「退職年金の基礎となるべき給料年額に百五十分の五十」とする。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と

の通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条から第六条までを削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

(外国特殊機関職員期間の算入に伴う経過措置)

第二条 改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「通算条例」という。)の規定により公務員としての在職期間の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十三条の二及び改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十八年十月一日から退職年金又は遺族年金を受ける権利又は資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和四十八年十月月から始めるものと

する。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、通算条例以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行わないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、すでに国庫又は地方公共団体(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還された額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれの年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で、昭和四十八年九月三十日において現に法律第百五十五号附則第四十三条の二及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

(準公務員期間の算入に伴う経過措置)

第三条 前条第一項から第四項までの規定は、改正前の通算条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日以後退職した職員で、その者の公務員としての在職期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十四条及び改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族について準用する。

2 前項に規定する職員であつた者又はその遺族で、昭和四十八年九月三十日において現に改正後の法律第百五十五号附則第四十四条及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金を受けているものについては、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

(高齢者等に支給する退職年金等の年額の改定)

第四条 職員であつた者又はその遺族に支給する改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第四十四号)附則第四条から第六条までの規定により計算された退職年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その年額を、改正後の法律第百五十五号及び改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)附則第十条の規定によつて

算出して得た年額に改定する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する
条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三第二項第一号中「十一万四百円」を「二十四万円」に改める。

第二十五条ノ十二を次のように改める。

第二十五条ノ十二 第二十五条ノ七第一項、第二項及第五項並第二十五条ノ八ノ規定ハ恩給法の一部を改正する法律附則第二十四条第五項及び第十二項の服務期間等並びに同法附則第四十三条の二の外国特殊機関の職員を定める政令(昭和三十九年政令第二百三十三号)第二条各号ニ掲グル外国特殊機関ノ職員(以下「外国特殊機関職員」ト謂フ)トシテ在職シタルコトアリタル県吏員等ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条ノ七第一項、第二項及第五項並第二十五条ノ八中「外国政府職員」トア

ルハ「外国特殊機関職員」ト第二十五条ノ七第一項各号列記以外ノ部分中「附則第四十二条ノ規定」トアルハ「附則第四十三条ノ二ノ規定」ト「同条ノ規定ニ相当スルモノ」トアルハ「同条ノ規定ニ相当スルモノ」(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の三第二項第二号及第七条の二第二項第二号ノ規定ヲ含ム)ト「附則第四十二条第一項第三号ノ規定又ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定」トアルハ「附則第四十三条ノ二ノ規定若ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定又ハ地方公務員等共済組合法施行令附則第五十三条の六ニ於テ準用スル同令附則第五十三条の五第一項第三号ノ規定」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和四十八年十月一日ヨリ」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和四十八年十月」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(外国特殊機関職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル前二項ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ十五を第二十五条ノ十六とし、第二十五条ノ十三及び第二十五条ノ十四を一条ずつ繰り下げ、第二十五条ノ十二の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ十三 第十三条ノ規定ニ依リ県吏員等ニ準ズベキ者トシテ勤

続年月数ノ二分ノ一ニ相当スル年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年数ニ通算セラレタル者ノ退職年金ノ基礎トナルベキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ当該通算セラレタル年月数ニ相当スル年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル

前条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル前二項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。ただし、改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の条例」という。)第十八条ノ三第二項第一号の規定は、昭和四十八年十一月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の条例第十八条ノ三第二項第一号の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

3 改正後の条例第二十五条ノ十二又は第二十五条ノ十三の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき年月数を有することとなる者に係る退職年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十二号

恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例の一部を改正する条例
恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例（昭和四十八年十月鳥取県
条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「恩給」を「退職年金及び遺族年金」に改め、同条中
「鳥取県令第五十五号」の下に「。以下「年金条例」という。」を加える。
第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（通算退職年金の年額の改定）

第三条 昭和四十七年三月三十一日以前に年金条例第十八条ノ三第一項の
退職をした県吏員等に係る通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日
において現に支給されているものについては、同年十一月分以降、その
年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該退
職に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定
する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の年額の計算の基礎と
なつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退

職年金を退職年金とみなしてこの条例及び次に掲げる条例の規定によ
りその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎と
なるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をい
う。）の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改
定に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十一号）

ロ 恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例（昭和四十年十月鳥取
県条例第三十二号）

ハ 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月
鳥取県条例第二十九号）

ニ 恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例（昭和四十二年十月
鳥取県条例第二十七号）

ホ 恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例（昭和四十三年十月
鳥取県条例第三十三号）

ヘ 恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例（昭和四十五年三月
鳥取県条例第四号）

ト 恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例（昭和四十五年十月
鳥取県条例第五十号）

チ 恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例（昭和四十六年十月
鳥取県条例第三十六号）

リ 恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例（昭和四十七年十月
鳥取県条例第三十四号）

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる額が第一号に掲げ
る額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にか

かわらず、昭和四十八年十一月分以降、その額を、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を同項の規の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乘じて得た額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ年金条別表第二に定める率を乘じて得た額

3 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十一月一日から適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十三号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

身体障害者授産施設

鳥取県立鳥取第二授産所

鳥取市

を

身体障害者授産施設

鳥取県立鳥取第二授産所
鳥取県立鳥取第三授産所

鳥取市

に改

める。

第七条を第九条とし、第六条の二から第六条の十までを削り、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理の委託）

第八条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種 別	名 称	委 託 先	委 託 事 務
肢体不自由者更生施設	鳥取県立第二更生指導所	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに収容者又は通所者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務
身体障害者授産施設	鳥取県立鳥取第二授産所 鳥取県立鳥取第三授産所	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び収容者又は通所者に対する必要は通所者の自活に関する事務
精神薄弱者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに収容者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する事務

精神薄弱者授産施設	鳥取県立鳥取第一授産所	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び収容者の自活に必要な訓練その他収容者の自活に関する事務
養護老人ホーム	鳥取県立西部養護老人ホーム	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び収容者の養護に関する事務
特別養護老人ホーム	鳥取県立西伯特別養護老人ホーム	西伯郡西伯町社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び収容者の養護に関する事務
母子福祉センター	鳥取県立母子福祉センター	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに母子家庭に対する各種の相談及び生活指導、生業の指導等便宜の供与に関する事務
精神薄弱者通勤寮	鳥取県立境港通勤寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び利用者の自活に関する事務

第五条の二を第六条とする。

附 則

この条例は、昭和四十九年一月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「十一万円」を「十四万五千元」に改める。

附則第七項中「十一万円」を「十四万五千元」に、「十五万円」を「十七万四千元」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十一月二十四日から適用する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十五号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「七十三円」を「八十円」に、「二十円」を「二十六円」に、「四十六円」を「五十三円」に改める。

第二十一条中「行なう」を「行う」に、「補償基礎額の六十倍に相当する」を「七万円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた」に改める。

別表第一の表中

一、四二〇円	一、九一五円	二、四六五円	三、
一、〇二三円	一、二九〇円	一、六四八円	二、

〇七八円	三、六四三円	四、一一八円	を	一、五九二円	二、一
〇七五円	二、五三〇円	二、八九三円		一、一五七円	一、四

一五円	二、七〇〇円	三、三三〇円	三、九五〇円	四、四六〇円
五三円	一、八二八円	二、二八〇円	二、七七三円	三、一六七円

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第三項及び別表第一の規定は昭和四十七年四月一日から、改正後の条例第二十一条の規定は昭和四十八年九月十九日から適用する。
(経過措置)
- 3 昭和四十七年四月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一

の規定によるものとする。

- 4 改正後の条例第二十一条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、補償基礎額の六十倍に相当する金額とする。

鳥取県更生資金運営審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十六号

鳥取県更生資金運営審議会設置条例を廃止する条例

鳥取県更生資金運営審議会設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】